

事務専門問題

平成25年6月施行 職員採用試験

指示があるまで開いてはいけません。

注意

1. 問題と解答用紙は別になっています。必ず解答用紙に解答してください。
2. 問題は5題あります。そのうち1題を選択して解答してください。
3. 解答時間は2時間30分です。
4. 解答に当たっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
5. この冊子は持ち帰ることができますが、解答用紙は絶対に持ち帰らないでください。

6. 問題のページは、次のとおりです。

公 法 1 ページ ~ 7 ページ

民 事 法 8 ページ ~ 12 ページ

公共政策 12 ページ

経済原論 13 ページ ~ 16 ページ

財 政 学 17 ページ

公 法

X社は、A県B市に所有する土地に産業廃棄物処理施設（以下「本件施設」という。）を設置することを計画し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく許可を得るべく平成23年4月にA県知事に対して申請を行ったところ、同法第15条の2第1項の許可基準を満たしているとして同年8月31日に許可を受けた。

ところで、B市においては5年ほど前、X社と同種の産業廃棄物処理施設の設置をZ社が計画した際に、その施設が廃棄物処理の過程で大量の洗浄水・冷却水を必要とするため地下水を汲み上げる予定であることが判明し、それがB市の水道水源の水量を減少させるおそれがあったことから、急きょB市水源保護条例（以下「本件条例」という。）が制定されたという経緯があった。結局Z社は産業廃棄物処理施設の設置を諦めたが、今回のX社の本件施設も本件条例の対象施設に該当するため、本件条例第3条第1項の承認が必要とされた。

そこでX社は平成23年5月にB市長に対して本件条例に基づく承認の申請（以下「本件申請」という。）を行ったが、その頃にはX社の本件施設の設置計画はB市住民の知るところとなっており、特に本件施設の設置予定地周辺の住民はZ社のときと同様に、本件施設によって上水道の水源が枯渇することを懸念して「産廃施設に反対する会」を結成し、B市議会への陳情やB市長への働きかけなどの反対運動を展開していた。これを受けてB市の所管課では、同月9日にX社の担当者Pが本件申請を行った際、「申請書はお預かりしますが、周辺住民とよく話合いをして、住民の理解を得るまでは承認することは難しいとお考えください。」とPに伝えたところ、Pは「住民との話合いは行うつもりですが、条例に従って審査してください。」と答えた。

その後、X社は2～3週間に1回の割合で住民への説明会を行い、特に「産廃施設に反対する会」との間に精力的な協議を行ったが、話合いは平行線をたどった。他方、B市の所管課では申請内容を検討し、本件条例第5条に基づく水源保護審議会の審議も経た結果、同年6月30日には本件条例第4条第1項の「市の水源を枯渇させるおそれ」は認められないという結論に至っていた。しかし、水源の枯渇のおそれはないとしても本件施設によって水源の水量が大幅に減少することが予想され、また、周辺住民もなお反対を続けていたため、同年8月31日にPが来庁して「住民との間で既に7回の話合いをしたのですが、まるで聞く耳を持ってくれず、このままでは住民同意を得られそうにありません。知事のほうからは本日許可が得られたので、もし申請内容に問題がないならそろそろ市長の承認を頂けないでしょうか。それに、そもそも

廃棄物処理法に基づく知事の許可に加えて条例で市長の承認を必要とするのは、法律違反ではないのですか。」と尋ねた際も、所管課担当者は「住民の理解を得られないまま産業廃棄物処理施設の設置を認めるのは市としても難しいので、話し合いを継続してもらいたい。」と答えただけだった。

仕方なくX社はその後2回の説明会を行ったが、住民の同意を得ることはできなかったため、Pは一計を案じ、「産廃施設に反対する会」の事実上の代表者を務めるQと密かに会い、「会の代表者として同意書にサインしてくれば、Qの所有する土地建物を時価の倍で買い取る」という提案をし、Qは同意書にサインして現金を受領し、即日B市から引っ越してしまった。Pはこの同意書を持って、再びB市所管課の窓口を訪れたが、住民から事情を聞いていた担当者は「この同意書はQが住民の了解なく勝手に署名したものだから、住民の同意とはいえない。」と伝えたため、X社は同年10月6日、「住民の同意も得ているのだから、直ちにB市長は承認をするかしないか判断せよ。また、仮に住民同意を得ていないとしても、本件条例は廃棄物処理法に反して無効であるから、そもそも承認は必要ないはずだ。」と主張して、B市長に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをした。しかし、年内に本件施設設置への見通しが欲しかったX社は、同年11月15日に、本件施設で使用する水の取水方法として給水車を用いて県外から水を運搬することとし、B市の水源への影響を最小化させた上、周辺住民には和解金を支払うこととしたため、最終的に同年12月1日に至ってB市長の承認を得ることができた。

以上のような経緯のもと、X社からB市に対して、本件条例第3条第1項に基づく承認を留保されたことによる損害について国家賠償請求をするつもりでいるとの通告があった。

問

あなたは、B市の法務担当で、B市の所管課から次の二つの照会を受けたとする。【資料】に掲げられた本件条例の条文、及び【参照条文】を参考にしながら、最高裁判所の判例も踏まえ、それぞれの照会に対する回答書を作成するつもりで解答せよ。
なお、B市においては行政手続条例は制定されていない。

【照会1】 本件条例は廃棄物処理法に違反するものか。

【照会2】 仮に本件条例が廃棄物処理法に違反しないとした場合、B市長が承認を留保していたことは国家賠償法上の違法となるか。もし違法だとすれば、いつの時点から違法か。

【資料】

B市水源保護条例（平成18年7月1日B市条例第25号）（抜粋）

（この条例の目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第2条の規定に基づき、市の水道水を将来にわたって安定的に供給するために、水道水源の枯渇を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「法」という。）第2条の定義による。

- 一 水源 市の水道の原水の取り入れに関わる地域をいう。
- 二 対象施設 産業廃棄物処理施設で一日当たりの水の使用量が市の規則で定める数値を超えるものをいう。
- 三～五 （略）

（対象施設設置の承認）

第3条 対象施設を設置しようとする者は市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請をする場合は、法第15条第2項で定める事項に加え、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 対象施設において一日当たりに使用する水の量
- 二 対象施設において使用する水の用途
- 三 対象施設において使用する水の取水方法
- 四 前号に掲げる取水方法により取水できる一日当たりの水の量
- 五、六 （略）

3 （略）

（承認の基準）

第4条 市長は、前条第1項の申請に係る対象施設が市の水源を枯渇させるおそれがあると認められない場合には承認をしなくてはならない。

2 市長は、前項のおそれの有無の判断をするに当たっては、B市水源保護審議会の意見を聴かなくてはならない。

（水源保護審議会）

第5条 前条第2項の意見を述べるために、市に水源保護審議会を置く。

2 水源保護審議会は、市長が任命する3人の委員をもって組織する。

3 前項の委員は、地形、地質、地象及び水象についての専門的知識を有する者とする。

4～7 （略）

【参照条文】※条文中における「…」は引用者による省略を意味する。

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）（抜粋）

第94条 地方公共団体は、…法律の範囲内で条例を制定することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 （略）

5、6 （略）

（産業廃棄物処理施設）

第15条 産業廃棄物処理施設…を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三～五 （略）

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七～九 （略）

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。…

4～6 （略）

（許可の基準等）

第15条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三、四 （略）

2～5 （略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）（抜粋）

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第11条 1 （略）

2 前項の申請書に法第15条第2項第6号の産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

六 （略）

3～8 （略）

（生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）

第11条の2 法第15条第3項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設置しようとする産業廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行つたもの（以下この条において「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）

二 産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

三 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用

その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

四 当該産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

五 当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

六、七 (略)

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第12条 法第15条の2第1項第1号…の規定による産業廃棄物処理施設…の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

七 (略)

行政不服審査法(昭和37年9月15日法律第160号)(抜粋)

(定義)

第2条 1 (略)

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

(不服申立ての種類)

第3条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあつては審査請求又は異議申立てと…する。

2 審査請求は、処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。)以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする。

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)(抜粋)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 (略)

第2条 1 (略)

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3～17 (略)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2、3 (略)

水道法(昭和32年6月15日法律第177号)(抜粋)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 (略)

民事法

次の〔問1〕及び〔問2〕に解答せよ。

〔問1〕

甲土地を所有するAは、Bとの間で、代金3,000万円で購入する旨の契約を結び、その1か月後、Bは、同契約に基づき、Aに対して代金3,000万円を支払い、甲土地の引渡しを受けた。その後、Aが死亡し、CがAの唯一の相続人として甲土地を相続し、甲土地につき相続を原因とするAからCへの所有権移転登記がなされた。

以上を前提として、次の(1)及び(2)に解答せよ。

- (1) 甲土地をめぐるBC間の法律関係を説明せよ。ただし、解答に当たっては、下記の設問(2)に記載された【事実】を考慮してはならない。
- (2) その後、次の【事実】が生じたとする。この場合において、Bは、Eに対し、BからEへの甲土地の所有権移転登記を抹消するよう請求することができるかどうかを、Eからの反論も踏まえつつ論ぜよ。

【事実】

- 1 BとCは甲土地の権利関係について話し合った結果、平成21年1月14日、BC間において、Bが500万円をCに支払うことによって、Bが甲土地の所有権を有することを確認し、甲土地につきCからBへの所有権移転登記を行う旨の合意が成立した。その後、この合意に基づき、BはCに対して500万円を支払い、甲土地につきCからBへの所有権移転登記がなされた。
- 2 平成24年2月頃、Bは、自己の経営する会社の資金調達のため、甲土地を売却することに決め、数社の不動産業者に対し、4,000万円を売却希望価格として売却の媒介を依頼し、買主を探し始めた。
Bは当初、甲土地を売却した際に得られる見込みの譲渡所得に対する課税について、税制上の優遇措置の適用が受けられるものと考えていた。しかし、しばらくして、優遇措置の適用は受けられないどころか、かえって高率の税金を課せられることが確実であることが判明した。このためBは、甲土地を高額で他に売却しても、

多額の税金の負担を強いられ、納税後の純利益が大幅に減少してしまうことを懸念し、Bの会社の取引先に相談したところ、不動産取引に詳しいDを紹介された。Bは、Dに対し、甲土地の売却に伴う税金の負担を圧縮し、売却益をなるべく多く得られる方法を相談した。何度か相談を重ねるうちに、Bは、不動産取引に関するDの豊富な知識に感銘を受け、Dの巧みな話術も相まって、Dを深く信頼するようになった。

- 3 上記相談を持ちかけられたDは、Bに対し、次のような計画を提案した。①甲土地を代金1億2,000万円で購入してくれる買主を見つけた上で、形式上は、DがBから甲土地を代金4,000万円で購入したように偽装し、Dがその後さらに甲土地を代金1億2,000万円で購入者に転売する、②転売代金1億2,000万円のうちから、諸々の税金をDが支払い、謝礼としてDが1,000万円を受け取るが、それでも3,000万円程度は残るので、これをBに交付する、③この3,000万円程度の金銭は表に出ない裏金であるため、税金が課せられることもなく、Bの手に入ることになる、というものであった(以下、この計画を「本件計画」という)。

しかしながら、本件計画を提案する際、Dは、Bが自分を信頼しきっていることに付け込んで、本件計画によればBに引き渡すはずの3,000万円程度の金銭を実際はBに引き渡さず、自らだまし取ろうと企てていた。

- 4 Dから本件計画の提案を何度も受けたBは、本件計画に従ったならば、表向きは甲土地をDに代金4,000万円で購入したことにするが、Dが他者へ転売したときの転売代金から表に出ない3,000万円程度の裏金を取得することができるため、不正な方法ではあるけれども、税金の負担により甲土地の売却益が大幅に減少する分を穴埋めできると考え、平成24年9月上旬頃、Dの本件計画を承諾した。その後、BとDとの間でさらに具体的な段取りを話し合った後、平成24年9月19日、Bは、Dとの間で、代金4,000万円で購入する旨の契約を締結し、その旨の売買契約書を作成した。しかしながら、下記6のとおり、Dは、同年10月30日、本件計画に反して勝手に代金額を下げ、代金7,000万円で購入したEに売却した。
- 5 Dは、Bが本件計画に応じることを決めた平成24年9月上旬から、甲土地を買い受ける者を探していたところ、Eが興味を示したため、同年9月下旬頃、Eとの間で甲土地の売買に関する交渉を始めた。交渉において、Dは、Eに対し、「甲土地は現所有者のBから自分が買い取り、あなたに転売することになっている。あなたへ転売する際の代金は7,000万円ですが、経理上の都合などがあるので、売買契約書上の代金欄には1億2,000万円と書かせてもらいたい。」と提案した。Eは、実際の代金が7,000万円であれば構わないと述べて、売買契約書上の代金欄を1億2,000万円と記載することの意味を特に問うことなく、Dの提案を了承した。また、

交渉の席において、Eは、Bに電話をかけ、「Dから甲土地を買うことになったがよろしいですか。」と尋ねたところ、Bは、Eに対し、「よろしいです。資金調達が急いでいますので、なるべく早くお願いします。」と回答した。

6 その後、DとEとの間で数回の交渉がなされた結果、平成24年10月30日、DE間で、EがDから甲土地を7,000万円で買い受ける旨の契約が成立した。同契約では、同年11月29日に、BからEへの甲土地の所有権移転登記と引換えに代金7,000万円を支払うことが合意された。また、甲土地につきBからEへの直接の所有権移転登記をすることについては、Bも了承していた。

なお、DE間の売買契約書には、代金を1億2,000万円とする旨の記載があるが、上記5のとおり、実際の代金を7,000万円とすることがDE間で合意されていたため、差額の5,000万円は架空の代金の記載であった。

7 平成24年11月29日、B、D及びEは、乙銀行丙支店に集まった（なお、EがBに直接会うのは、この時が初めてであった。）。Dは、BからEへの甲土地の所有権移転登記に必要な書類を調べた上で、Eから7,000万円の交付を受け、この中から4,000万円を同年9月19日付のBD間の契約の代金としてBに交付した。まもなく、Dは、B及びEに対し、甲土地の所有権移転登記の申請を司法書士に依頼しに行くことと告げて、同支店を去った。甲土地については、所有権移転登記に必要な上記書類に基づき、同年11月29日付でBからEへの所有権移転登記がなされた。

8 Bは、本件計画によれば、さらに3,000万円程度の裏金をもらえるはずだと考え、平成24年12月4日、Dの居宅を訪れたが、そこは既に引き払われていた。これに驚いたBは、Eに対し、「Dの話だともっともらえるはずだったので、その分を払ってほしい。」と要求したが、Eは、Dと合意した代金7,000万円は既に支払済みであると返答し、Bの要求を拒否した。その後しばらくして、Bは、Dの意図、すなわち、上記3のとおり、DがBの信頼に付け込み、本件計画によればBに引き渡すはずの3,000万円程度の金銭を実際にはBに引き渡さず、自らだまし取ろうと企てていたことを知った。

結局、Bは、本件計画によれば受け取れるはずの3,000万円程度の金銭をDから受け取ることができず、税金の負担により甲土地の売却益が大幅に減少する分をこの金銭で穴埋めできない結果となった。

【問2】

以下の【事例】を前提として、次の【問】に解答せよ。

【事例】

Xは、職場の定期健康診断を受診したところ、心電図の波形に異常があったため、A県立病院で精密検査を受けた。その結果、心室の一部に先天性な欠損があることが発見されたことから、Xは、A県立病院に緊急入院をし、欠損部分の修復手術を受けることとなった。ところが、手術中に大動脈から大量の出血が生じたため、欠損部分の修復をあきらめ、直ちに閉胸をし、後日あらためて再手術をすることとなった。その後、Xの体力の回復を待ち、再手術が行われ、無事に心室の欠損は治癒され、数週間の入院の後、Xは退院した。

Xは退院後、1回目の手術での大量出血は、執刀医のミスにより大動脈弁が傷つけられたことによるものであるとして、A県を被告として損害賠償請求訴訟を提起した。この訴訟において、Xは、医療過誤を立証するため、A県立病院において作成され、県の監督部局に提出された上記医療事故に関する報告文書（以下「本件文書」という。）について、文書提出命令の申立てをした（文書提出命令の申立書には、文書の所持者として県の監督部局長が掲げられている。）。本件文書は、上記医療事故について、その状況を県の監督部局に報告するとともに、A県立病院に設置されている医事紛争対策委員会の委員長が、同委員会の招集の必要性の有無を判断する資料とし、また、同委員会が招集された場合には、上記医療事故に対する今後の病院の対応や再発防止策を審議する際の資料とするために作成された内部文書であり、上記医療事故の概要、治療に関与したスタッフからの聴き取り調査結果、当該医療事故に対する病院の見解及び対応の検討、今後の見通し等が記載されている。

※注： A県立病院はA県の直轄下にある病院であり、病院長以下、医師等のスタッフはA県の職員であるとする。

【問】

A県は、本件文書については、公務秘密文書（民事訴訟法第220条第4号ロ）に該当し、提出義務がないものとして争うことを考えている。そのために、A県としては具体的にどのような主張をなすべきか、公務秘密文書該当性の要件に即し、想定されるXからの主張にも言及しつつ論ぜよ。

【参照条文】

民事訴訟法（平成8年6月26日法律第109号）

（文書提出義務）

第220条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六号各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
 - ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

公共政策

現代日本における首都とは何か説明せよ。そのうえで、首都におかれている自治体は、首都であるがゆえに、国内の他の自治体と、どのような点で異なり、また、どのような点で同じなのか、制度面だけではなく、実態面にも言及して論述せよ。

経済原論

次のI～IVのすべてに答えなさい。

I 経済が以下の方程式で記述できているとする。

$$y(t) = \bar{y} + \theta(\pi(t) - \pi^e), \text{ インフレ供給曲線}$$

$$y(t) = \bar{y} + \kappa(\mu - \pi(t)), \text{ インフレ需要曲線}$$

ここで、 \bar{y} は自然失業率水準の国民所得（対数表示）、 $y(t)$ は t 期の国民所得（対数表示）、 $\pi(t)$ は $t-1$ 期から t 期のインフレ率、 μ は名目貨幣供給の成長率、 π^e は $t-1$ 期における t 期のインフレ率の予想値である。また、 θ, κ は正のパラメーターである。

このとき、以下の問いに答えなさい。ただし、計算の過程も示すこと。

- (1) 「自然失業率」、「合理的期待」、「適応的期待」とはどのような概念か、それぞれ、1行から2行程度で説明しなさい。
- (2) 中央銀行が名目貨幣供給の成長率を μ_0 に固定しているとする。現実の国民所得が自然失業率水準の国民所得と等しいという意味で長期均衡にあるとき、この経済のインフレ率を求めなさい。
- (3) 経済主体が合理的期待形成仮説に基づき期待を形成しており、中央銀行は名目貨幣供給率の成長率を来期から μ_0 から μ_1 に上昇させるとアナウンスしたとする。このとき、来期の国民所得水準及びインフレ率はどうか、理由も含めて答えなさい。
- (4) 経済主体は来期のインフレ率の予想値を今期のインフレ率に等しくする。経済が名目貨幣供給の成長率 μ_0 の下での長期均衡にいたが、中央銀行が名目貨幣供給率の成長率を来期から μ_1 に上昇させるとアナウンスしたとする。このときの来期のインフレ率を求め、現在のインフレ率よりも高いことを示しなさい。
- (5) 政策変更をアナウンスした期を s 期とし、(4)の想定の下での $s+n$ 期（ただし、 $n \geq 0$ ）のインフレ率を $\mu_0, \mu_1, \theta, \kappa$ によって示し、長期均衡のインフレ率を求めなさい。

II 代表的企業と2期間生存する家計からなる世代重複モデルを考える。家計は自らの消費のみならず子供の数も意思決定する。子供の養育には1人当たり財で測って m だけの育児費用がかかるが、子供の数から満足度を得る。また、政府が存在し、政府は育児手当として子供1人当たり財で測って ϕ だけの補助を行っており、その財源は所得税で徴収している (ただし、 $m - \phi > 0$)。

具体的には、 t 期に生まれた家計の効用関数は、

$$\alpha \ln c_t^y + \beta \ln c_{t+1}^o + (1 - \alpha - \beta) \ln n_t$$

と表される。ここで、 c_t^y は t 期に生まれた家計の若年期の消費、 c_{t+1}^o は t 期に生まれた家計の老年期の消費、 n_t は t 期に生まれた家計が産んだ子供の数、 α と β は効用の重みを表すパラメーターで $0 < \alpha, \beta < 1$ を満たす。この家計の各期の予算制約式は s_t を貯蓄とすると

$$s_t = w_t(1 - \tau) - c_t^y - (m - \phi)n_t$$

$$c_{t+1}^o = (1 + r)s_t$$

と表される。ただし、 w_t は労働所得、 r は利子率、 τ は労働所得税である。

このとき、以下の問いに答えなさい。

(1) この家計の効用最大化問題を解き、若年期の消費と子供の数を労働所得及び各種パラメーターの関数として表しなさい。

(2) 政府は均衡予算を保ち、育児手当政策をしているとする。したがって、政府予算制約式は

$$\tau w_t = \phi n_t$$

である。このことを考慮して、労働所得と子供の数及び労働所得と貯蓄の関係を求めなさい。

(3) 資本は1期で完全に償却すると考える。 K_{t+1} を $t+1$ 期の総資本、 S_t を t 期の総貯蓄とすると、経済全体の資本の蓄積動学方程式は $K_{t+1} = S_t$ となる。

各期の労働者1人当たり資本 (t 期の労働者1人当たりの資本 $k_t = K_t/N_t$ 、ただし N_t は t 期の労働者人口) が常に一定になることを示しなさい。

なお、 n_t は t 期と $t+1$ 期の人口比率と解釈できる。

(4) いま生産量は資本量の A 倍で実現し (つまり経済全体の生産量は AK)、労働所得には χ の割合 (ただし、 $0 < \chi < 1$) だけ配分されているとする。このとき、育児手当の増額 (ϕ の上昇) が出生率 n_t を増やすかどうか確認しなさい。

III 次のような3国部分均衡モデルを考える。

A国とB国には、それぞれ同質的な財を生産する企業Aと企業Bの1社ずつある。両国には国内需要がないので、両企業は生産した財をC国に輸出する。一方、C国には国内供給がないので、企業Aと企業Bから輸入した財を消費するだけである。

自由貿易の下で、企業AはC国の逆需要関数 $p = 16 - y_A - y_B$ の下で利潤 $\pi_A = p y_A - 4 y_A$ を最大化するように供給量 y_A を選ぶ。ここで、右辺第2項の数字4は一定の限界費用を表す。同様に、企業Bは上記の逆需要関数の下で利潤 $\pi_B = p y_B - 4 y_B$ を最大化するように供給量 y_B を選ぶ。

このとき、以下の問いに答えなさい。

(1) 企業Aと企業Bがお互いに相手の供給量を所与として自分の供給量を同時に決めるクールノー競争の状況を考える。クールノー均衡における y_A 、 y_B を求めなさい。

(2) 初めに企業Aが供給量を決め、次にそれを見た企業Bが自分の供給量を決めるシュタッケルベルク競争の状況を考える。シュタッケルベルク均衡における y_A 、 y_B を求めなさい。

(3) 以下では、初めにA国の政府が企業Aに供給量1単位当たり s だけの輸出補助金を与え、次にそれを見た企業Aと企業Bがクールノー競争を行う状況を考える。このとき、企業Aの利潤は $\pi_A = p y_A - (4 - s) y_A$ に変わる。クールノー均衡における y_A 、 y_B を、 s だけの関数として表しなさい。

(4) 輸出補助金の下で、A国の厚生は企業Aの利潤から補助金額を除いた $w_A = \pi_A - s y_A$ のように表される。クールノー均衡における w_A を、 s だけの関数として表しなさい。

(5) クールノー均衡における w_A を最大化する s を求め、それに対応する y_A 、 y_B を (2) の結果と比較しなさい。

IV 次のような一般均衡モデルを考える。家計は1単位の時間を持ち、予算制約 $wl + pc = w + \pi$ の下で賃金(余暇の価格) w 、財の価格 p 、利潤 π を所与として効用関数 $u = l^{1/2}c^{1/2}$ を最大化するように余暇の需要量 l 、財の需要量 c を選ぶ。このとき、余暇を除いた残り時間 $1 - l$ は労働の供給量になる。

企業は、生産関数 $y = n^{1/2}$ の下で p 、 w を所与として利潤 $\pi = py - wn$ を最大化するように財の供給量 y 、労働の需要量 n を選ぶ。

労働市場と財市場の均衡条件はそれぞれ $n = 1 - l$ 、 $c = y$ のように表される。

このとき、以下の問いに答えなさい。

- (1) 一般均衡モデルにおいて、すべての市場における超過需要額の合計が、各市場が均衡しているか否かに関わらず常にゼロとなることを、ワルラスの法則と呼ぶ。上記の一般均衡モデルにおいて、ワルラスの法則を証明しなさい。
- (2) 余暇と財の需要関数を、 w, p, π だけの関数として表しなさい。
- (3) 労働の需要関数、財の供給関数、最大化された利潤関数を、 p, w だけの関数として表しなさい。
- (4) 労働と財の需要関数と供給関数が全て p, w についてゼロ次同次なので、財の価格を1に基準化し ($p = 1$)、賃金は財の単位で測ることにする。 $w = 1$ のとき、労働市場では超過需要あるいは超過供給(失業)のいずれが起こっているか調べなさい。
- (5) 労働市場の均衡における w を求め、(4)における $w = 1$ と比較しなさい。

財政学

以下のすべての問いに答えよ。

問1 財政の機能(役割)は大きく、①資源配分機能(公共財・サービスの提供等)、②所得再分配機能(所得格差の是正)、③経済安定化機能(金融政策等、経済変動の安定化)、から成る。このことを踏まえ、地方分権改革を国と地方の間での財政の機能配分の見直しと位置付けた場合、経済学の視点から、望ましい機能配分のあり方はどのようなものであるか理由を付して説明せよ。

問2 地方税としては原則、個人に定額の税を課す均等割(市町村3千円、都道府県1千円)がある。この均等割は東日本大震災後の復興税の一環として1千円増税されている。

以上のことを踏まえて、以下の答申における主張の妥当性を説明せよ。ただし、次の用語を使用すること(用語の順番は問わない)。

「応益原則」 「応能原則」

※ この問題は、著作権の関係により、掲載できません。

(政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」による)

問3 固定資産税は市町村の主要な税源である。平成22年度決算で見ると固定資産税の税収総額は約8兆9千億円となり、市町村税収の44%余りを占める。現行の固定資産税は標準税率1.4%、土地のほか家屋や償却資産(企業の生産設備等)を課税対象とする。以下の(1)、(2)に答えよ。

- (1) 経済学的に固定資産税は地方の基幹税として「望ましい」(効率・公平に合う)とされる。その理由について説明せよ。
- (2) 現行の固定資産税は、経済学的に望ましいとされる固定資産税と同じではない。現行の固定資産税の税負担の帰着とその課題(非効率や不公平)について説明せよ。